

保護者様

安八町教育委員会
東安中学校組合教育委員会
安八町立・組合立各小中学校

気象警報等の発表時における休業及び登下校について

令和8年5月29日より大雨警報などの防災気象情報について、情報名称に警戒レベルの数字をつけて発表し、住民がとるべき避難行動との対応を分かりやすくするなどの改善が行われました。それに伴い、新たな防災気象情報を適切に活用し身の安全の確保ができるよう、以下のように対応いたします。みなさまのご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

【気象警報等発表の場合】

レベル3以上の警報（河川氾濫・大雨・土砂災害）・その他気象に関する警報（大雪・暴風・暴風雪）発表	登校前	(1) 警報が解除されるまで自宅で待機させてください。 (2) 午前6時までに警報が解除されたときは、平常通り登校させてください。 (3) 午前6時を過ぎてから警報が解除になった場合は、臨時休業となります。 ※(2)の場合、道路や橋の流出、家屋や樹木の倒壊などで登校が危険な場合は、登校させないでください。また、その情報を学校にお寄せください。
	登校後	(1) 学校長は状況により、教育委員会と協議し、児童・生徒等に指示します。 (2) 警報発表時の気象状況、道路・交通状況などを判断して、児童・生徒を安全に帰宅させられると判断した場合は、当日の授業を中止して速やかに帰宅させます。この場合、必要と判断したときは、学校職員が引率します。 (3) 児童・生徒の安全な帰宅が困難であると判断した場合は、その危険がなくなるまで校内の安全な場所で待機させます。なお、危険な状況が長期に及ぶと判断した場合は、保護者の安全も確保したうえで、引き渡し下校とします。
前日にレベル3以上の警報の発表が予想される場合		★児童生徒の安全と、保護者の皆様の対応をより適切に確保するため、前日に登校について判断いたします。どうしても判断できない場合は、当日、始業時刻前までに判断いたします。
		(1) 気象状況・道路・交通状況などを判断して、学校長が教育委員会と協議し、警報の発表に先立って休業を決定することがあります。 (2) 休業を決定した場合、安八町広報無線及びすぐるメールにより確実に連絡します。 (3) 前日に判断することが難しい状況のときは、当日の朝に協議する場合もあります。そのときは、始業時刻前（午前6時30分）までに、すぐるメールで確実に連絡します。
※保護者への連絡は、すぐるメールにて配信します。 ※「気象防災速報（線状降水帯の発生など）」が発表された場合は、自宅待機または学校待機をお願いいたします。その後の対応については、学校または教育委員会よりすぐるメールにて連絡します。		

【地震発生の場合】

登校前	(1) 震度5弱以上の地震が発生した場合は、自宅待機を原則とします。 ※大きな揺れが収まったとしても、建物の倒壊や道路の破損、余震等の恐れがあります。安全なところで身を確保し、連絡が入るまで登校は控えてください。
登校途中	(1) 直ちに近くの広い場所に避難し、揺れが収まってから自宅又は学校、指定避難所等近くの安全な場所に移動し、待機してください。 (2) 休業及び授業開始等については、学校周辺、通学路等の安全を確認し、学校または教育委員会より安八町広報無線及びすぐるメールにて連絡します。
登校後	(1) 登校後に震度5弱以上の地震が発生した場合は原則学校待機とします。 (2) 校内の安全な場所で待機させ、保護者の安全も確保したうえで、引き渡しを原則とします。 ※状況に応じて学校または教育委員会よりすぐるメールにて連絡します。

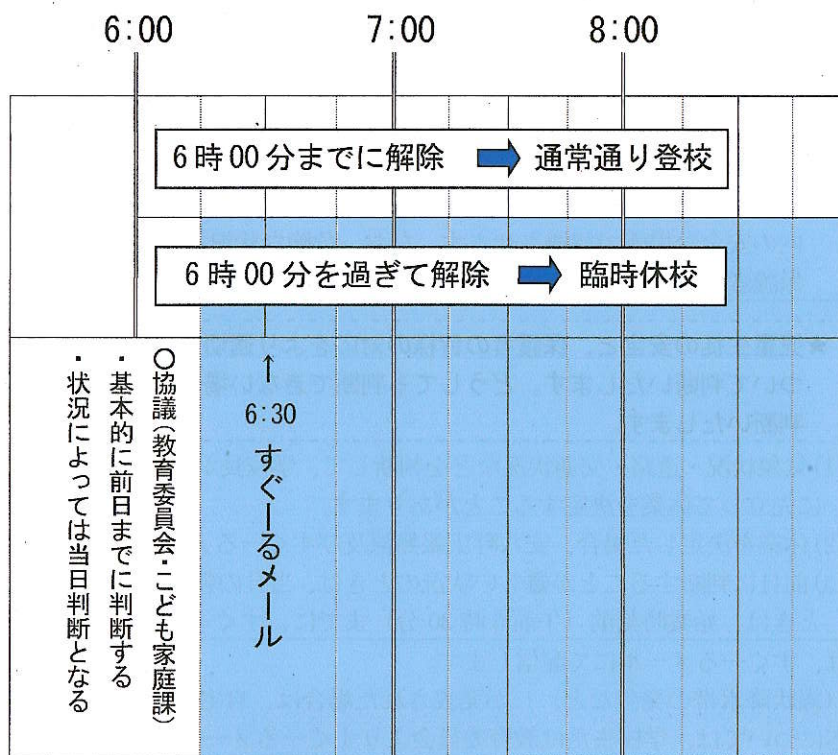
※震度4以下であっても、状況によっては、臨時休業や授業打ち切り、保護者引き渡し等を実施することがあります。

気象警報等の発表時における休業及び登下校について

◆児童・生徒が登校する前にレベル3以上の警報（河川氾濫・大雨・土砂災害）、その他気象に関する警報（暴風・大雪・暴風雪）の発表が予想される場合

- ①気象状況・道路・交通状況などを判断して、学校長が教育委員会と協議し、基本的に前日までに判断をして、安八町広報無線及びすぐーるメールで確実に連絡します。
- ②前日に判断することが難しい状況のときは、当日の朝に協議する場合があります。そのときは、始業時刻前（午前6時30分）までに、すぐーるメールで確実に連絡します。

◆児童が・生徒が登校する前にレベル3以上の警報（河川氾濫・大雨・土砂災害）、その他気象に関する警報（暴風・大雪・暴風雪）、岐阜県美濃中西部に緊急地震速報（警報：推定震度5弱以上）が発表された場合



※メール：教育委員会から一括配信します。

※広報無線：6:30までに町内全域に放送します。

◆児童・生徒が登校してから警報等が発表された場合（警報の発表が予想される場合も含む）

- ①学校長は状況により、教育委員会と協議し、保護者・児童・生徒等に指示します。
- ②警報発表時の気象状況、道路・交通状況などを判断して、児童・生徒を安全に帰宅させることができると判断した場合は、当日の授業を中止して速やかに帰宅させます。この場合、必要と判断したときは、学校職員が引率します。
- ③児童・生徒の安全な帰宅が困難であると判断した場合は、その危険がなくなるまで校内の安全な場所で待機させます。なお、危険な状況が長期に及ぶと判断した場合は、保護者の安全も確保したうえで、引き渡し下校とします。